

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和2年8月6日	コープ商事物流株式会社 (法人番号5110001002 302) 代表者山田文栄	新潟県新潟市北区 太郎代1448-3	新潟事業部	新潟県新潟市北区 太郎代1448-3	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第4項 及び法第18条第2項	令和元年8月6日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)(2)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(3)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項、第2項)(4)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(5)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。